

# 告示

## 埼玉県告示第二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和二年十二月二十二日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社住まいる館	宮澤 匠	埼玉県熊谷市筑波二丁目五十五番地